

4 排出基準を満たしていない使用過程車はいつまで使えますか？

基準を満たしていない使用過程車については、初度登録日（新車として登録された日）から起算して車種ごとに次のような猶予期間が設けられています。

例えば、排出基準非適合の普通トラックについては、平成元年6月1日に初度登録されたものの使用可能最終日は、平成15年9月30日**以降の車検証の有効期間が切れる日**、平成9年6月1日に初度登録されたものの使用可能最終日は、平成18年5月31日**以降の車検証の有効期間が切れる日**となります。

使用過程車については、ユーザーに周知するため平成14年8月1日以降車検の際に車検証の備考欄に排出基準への適否、使用可能最終日などを打ち出しています。

自動車の種別	初度登録年月日	使用可能最終日
普通トラック	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
小型トラック	平成2年9月30日以前 平成2年10月1日～平成6年9月30日 平成6年10月1日～平成9年9月30日 平成9年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
大型バス (定員30人以上)	昭和61年9月30日以前 昭和61年10月1日～平成2年9月30日 平成2年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
マイクロバス (定員11人以上30人未満) 特種自動車 (車検期間が1年のもの)	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
特種自動車 (車検期間が2年のもの)	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日	★平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が1年のもの)	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日	平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が2年のもの)	平成7年9月30日以前 平成7年10月1日～平成14年9月30日	平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日 以降の検査証の有効期間満了日

(★) 平成14年9月30日現在において、検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあっては、「平成15年9月30日」を「平成16年9月30日」と読み替える。
(注) 「以降」には、基準時点も含まれます。例えば「平成15年9月30日以降」は、「平成15年9月30日か、それより後」となります。